

松本労基協だより

(号外)

2024.1.10

一般社団法人
松本労働基準協会

松本市島内 3427-51

TEL 0263-40-3600

FAX 0263-48-1388

年間標語 「小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ」

1月10日(水) 令和6年「産業安全衛生祈願祭」が
午前10時45分より深志神社で斎行されました。

令和6年一年間の安全衛生活動の充実を期すため、産業安全衛生祈願祭を松本市深志神社にて斎行致しました。

本年も、(一社)松本労働基準協会会員をはじめ、松本労働基準監督署監督官、労働災害防止団体代表者、長野県松本建設事務所長、松本市産業振興部代表者を含め85社118名の関係される方々にご参拝を頂くことができました。



当日は、(一社)松本労働基準協会伊藤会長、続いて松本労働基準監督署関川署長の新年挨拶に始まり、久しぶりに参拝者全員が深志神社拝殿内にて参拝することができました。

労働災害については、一昨年急増し課題であった労働災害防止についても、昨年は減少に転じ、特に死亡災害については0件となりました。会員皆様の不断の努力あってのことだと考えます。

宮司より、「あらたまを迎え、皆さんと想いを共にして社会全体に平和が訪れることを祈願します。」とのお話がありました。

ご参拝頂きました会員の皆様、ご指導ご支援頂いている会員の皆様に心より感謝申し上げますと共に本年が明るい一年になることをご祈念申し上げます。

< 1/10(水)安全衛生祈願祭の様子は裏面からになります >

R6.2.22 (木) キッセイ文化ホール 2F 国際会議室にて、「労務管理研修会」を開催します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。奮ってご参加ください。

<令和6年安全衛生祈願祭の様子>

① 式典(当協会伊藤会長挨拶・松本労働基準監督署関川署長挨拶)



② 拝殿内の様子(神事中)



なお、R6.2.22(木)キッセイ文化ホール 2F 国際会議室にて、「労務管理研修会」を開催します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。奮ってご参加ください。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

▶ 1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

▶ 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

▶ 3. 無期転換申込機会

▶ 4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③

